

認定基準の一部改正について

令和3年7月14日開催の理事会において、「つりわく」、「鉄骨用クランプ」及び「階段枠」の認定基準の一部改正について承認され、即日施行することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、本改正の要旨については、次のとおりです。

一部改正の主な要旨等

1 つりわくの認定基準

つりわくと鉄骨梁とをボルト結合により取り付ける構造のものにあっては、等級F8T以上の高力ボルト、又はこれと同等以上のボルトを使用することとし、その旨を解説に記述した。

2 鉄骨用クランプの認定基準

鉄骨用クランプへの表示について、取付部に加え、それ以外の見やすい箇所（緊結部を除く。）にも可能とした。

3 階段枠の認定基準

階段枠の踏板の「ほぼ水平」の解釈について明らかにした。

つりわくの認定基準の一部改正について

1 適用

現行のまま

2 材料等

つり足場用のつりわく（以下「つりわく」という。）のつり材、けた材及び手すり柱に使用する材料は、日本産業規格G3444（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK400の規格に適合するもの、日本産業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400の規格に適合するもの又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものであって、かつ、著しい損傷、変形又は腐食のないものでなければならない。

【解説】

- (1) 2の本文中「機械的性質」とは、特に「引張強さ」を指すものである。
- (2) 2の「つり材」、「けた材」及び「手すり柱」とは、それぞれ図1に示す部分をいうものである。

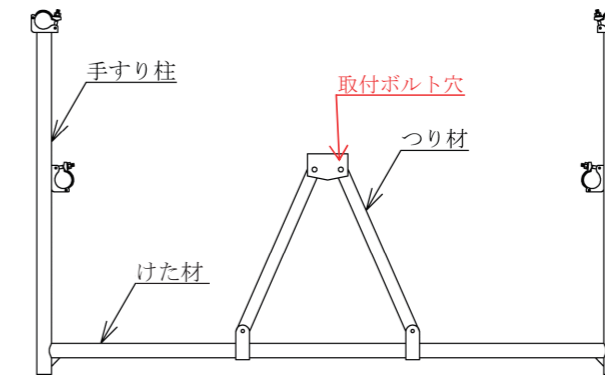


図1 つりわくの例

- (3) 2の「著しい損傷、変形」については、第1章第1節の3の(2)と同趣旨である。

3 構造

つりわくは、つり材、けた材及び手すり柱を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- けた材のうち作業床を設けることができる部分（以下この号及び5の(1)において「有効部」という。）の長さ（有効部が2以上あるつりわくにあっては、それぞれの有効部の長さ）が400mm以上600mm以下であること。
- 手すり柱の高さが1000mm以下であって、かつ、その下端から900mm以上の高さの位置に手すりを設けるための取付金具を有していること。
- ボルト等の取付間隔は、80mm以上とする。
- つりわくと鉄骨梁とをボルト結合により取り付ける構造のものにあっては、取付ボルト等穴の直径は12mm以上とする。~~使用材料の種類に応じ右表のとおりとすること。~~
 - なお、ピンまたはクリップで取り付ける構造のものにあっては、当該ピンまたはクリップに抜け止め機構を設けること。
- 手すり柱は、けた材に対して直角に保持できる構造であること。
 - ただし、足場板を支持する金具又は横架材を備えるものにあつては、この限りではない。
- 手すり柱は、上部に手すりを、高さ40cm以上50cm以下の位置に中棧をそれぞれ取り付けられる構造であること。

表削除

取付ボルト等の使用材料の種類	穴の直径(単位mm)
(SS540 F8T)以上	12以上
SS400以上	16以上

(注) F8T：JIS B1186の摩擦接合用高力六角ボルト、ナット、平座金セットの1種

【解説】

- (1) 3のaの「けた材のうち作業床を設けることができる部分の長さ」及びbの「手すり柱の高さ」,「取付金具の位置」及びfの中棧の位置とは、それぞれ図2のa、b、c及びdに示す長さ及び高さをいうものである。

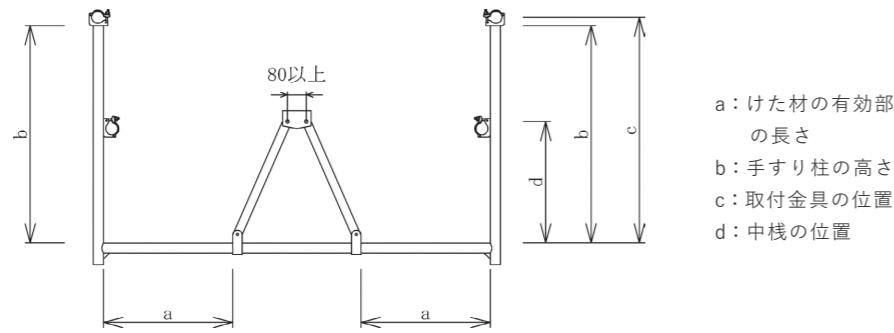


図2 つりわく (参考図)

- (2) 3のdのボルト結合には、取付ボルト穴の大きさに適応し、かつ等級F8T以上の高力ボルト、又はこれと同等以上のボルトを使用すること。
- (3) 手すり及び中棧は、手すり柱に確実に固定できる構造のものであること。

以下現行のまま

鉄骨用クランプの認定基準の一部改正について

- 1 適用
 - 2 種類等
 - 3 材料等
 - 4 構造等
 - 5 工作等
 - 6 強度等
- 現行のまま

7 表示

鉄骨用クランプは、取付部、**⊕**又は見やすい箇所に次の事項を表示するものとする。

- a 製造者名
- b 製造年並びに上期及び下期の別
- c 認定合格マーク

【解説】

- (1) 7のaからcまでについては、第1章第1節の8のa、b及びdと同趣旨である。
- (2) **見やすい箇所には緊結部を含まないものとする。**

階段枠の認定基準の一部改正について

1 適用

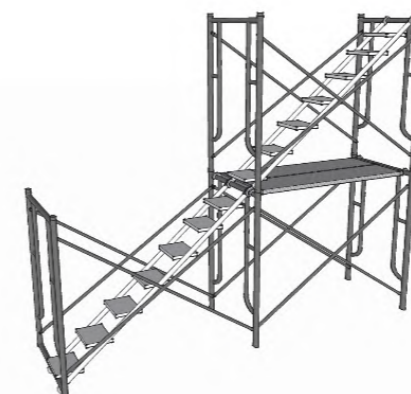
現行のまま

2 種類

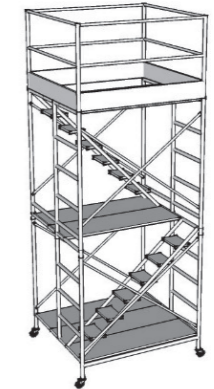
- (1) 階段枠は次の2種類とする。
 - 第1種…主として枠組足場及びくさび緊結式足場等の各層間を昇降するために設置する角度固定式のもの。
 - 第2種…主として土木・建築工事現場において大小の高低差の間等を昇降するために設置する角度可変式のもの。
- (2) 第1種、第2種それぞれについて以下の2タイプがある。
 - 連続使用タイプ…階段を足場の各層に連続して設置し、昇降に使用することができるもの。
 - 単独使用タイプ…階段を折り返す等の方法で設置し、連続させずに昇降に使用するもの。

【解説】

- (1) 角度可変式とは、階段枠の設置角度に応じ、踏板をほぼ水平（±2度程度をいう。以下同じ。）に調節することができる構造であることをいう。
- (2) 連続使用タイプの、連続して設置するとは階段枠を足場の各層ごとに連続させて使用することをいう。連続使用タイプは連続して使用することも、単独で使用することもできる。
 - 単独使用タイプは、移動式足場、昇降設備等で、階段枠を折り返して設置する等、連続して使用しないものをいう。



連続使用タイプ



単独使用タイプ

図1

以下現行のまま